

本研究の課題は、近世伊勢神宮領社会の特質を、触穢観念を手掛かりに、被差別民の存在形態に着目して検討することである。近世の神宮門前町、宇治・山田は旅文化の中心地として栄え、中世来の自治組織が存在し、周辺農村を含め高請けされないという特異性を持った。神主の人事や儀礼面では朝廷の支配を受けつつ、事実上は山田奉行が統治する幕府直轄地として、朝幕両勢力が接触する地でもあった。だがこの地の個性は、何より神社領特有の触穢観念を、神主だけでなく住民や外来者も共有した点にある。ただ、清浄さを重んじるこの地に、一般には穢れた者として忌避された多様な被差別民が存在していた。

以下、宇治・山田及びその周辺農村、そして地理的にはやや離れるが、神宮の領主権が及ぶ多気郡の直轄地を含めた「神宮領」をフィールドとして分析を加える。

### 「第一部」触穢とその忌避

近世の伊勢神宮世界を規定した触穢観念の大枠は、中世段階で成立した『文保記』『永正記』に則っている。死穢の忌避を中核とし、それに接した者は厳しい行動規制を求められた。さもなければ穢れが次々に伝染し、市中一体、あるいは宮中にまで及べば、規模に応じて七日から数十日の間は神宮神事の中断、参宮制限などの影響が生じたからである。

この地での通常の死は、未だ死んではないこととして墓場まで送り、埋葬した後死者として扱う「速懸」の作法を取ることで死穢を避けた。焼死や水害時の溺死などの事故死についても、直接の因果関係を隠蔽して速懸で処理することすらあった。

触穢の判断を最終的に下すのは、神宮の中枢に位置する長官と称された神主であったが、彼らは無条件に触穢の発生を忌避できた訳ではない。子良・物忌という原理主義的な神主たちの存在、山田奉行の容喙、そして参宮者ら「世間」の評判が、触穢の判定を左右した。判断の根拠となる『文保記』などにおいては、速懸は本来の原則から逸脱するものと批判されている。事実、江戸時代前期に外宮長官家では仏教式の本葬礼が営まれていた。しかし参宮客を迎える一般神主層の意向を受け、速懸の作法が社会規範と化していく。

本来の触穢観念は、死穢の発生をそのまま受け止め、一定の慎みを行うものであったが、江戸時代にはそれを忌避する便法が様々な形で発達した。速懸も、そのひとつだったのである。ただし速懸の作法は次第に華美になり、事実上の葬儀の様相を呈していった。

神宮領においては、動物の死も人の死に準拠して扱われた。遷宮行事の準備過程で御神木を穢れから守るための「犬狩」が慣例として行われたが、それは犬を捕らえて打ち殺すという徹底したものであった。元禄年間の生類憐れみ令施行下でも、神宮は「神事」として犬狩の継続を主張するほどであった。犬狩には宇治・山田の住民が神宮への奉仕役として動員されたが、最終的に犬を捕らえ、時に打ち殺す役割は、非人組織に委ねられた。

神社世界にとって外来普遍宗教たる仏教は、葬儀を司るゆえに禁忌の対象となったが、神仏習合の到達点たる江戸時代において両者は融合・共存してもいた。伊勢神宮においては「内外七言」の忌詞で知られる如く、規定上は仏教的要素が徹底的に排されたものの、実は具体的な制限規定に乏しく、僧侶を忌避する規定もない。これは、神宮神主の存在形態にも因っている。少数の例外を除き、神主たちは神宮領の住民として檀家制度に組み込まれ、宗門改めを受けた。また近世初頭までは諸国を廻壇した山伏のなかに「寺院御師」として神宮の神主を兼ねる者も居り、仏教に帰依する神主も少なくなかったのである。

僧侶の参宮も、僧衣を脱し「附髪」を頭に載せ、視覚上の仏教色を脱すれば許された。見た目の形を変え、時間と空間で神と仏とを分離し共存させることは、神宮社会で触穢を忌避する方策として活用されたが、これは江戸時代における神仏習合の本質であった。

一八世紀半ばの山田奉行の政策による転換を一つの画期とし、文久三（一八六三）年に朝廷が推し進めた神宮改革により、神宮世界から仏教色が徹底して排除されるようになる。これは明治維新後の神仏判然政策の前提となったものだが、それ以前の神社世界では、厳格な制度や規定を柔軟に運用し、仏教を否定せずに共存していたのである。

## 「第二部」神宮領と被差別民

神宮社会の触穢観念は、被差別民に対する差別観念とどのように関連していたのであるうか。神宮世界に関わる被差別民は、外部から訪れる者、宇治・山田に居住する非人身分、周辺農村の穢多身分、そして多気郡直轄領の被差別身分の四種に分類できる。

被差別民の参詣を禁ずる領主法の存在は既に指摘されているが、伊勢でも被差別民に配札し、参宮客として迎えることを厳しく咎める触は出されていた。だが一方で、関東部落史研究において、被差別民の伊勢参宮が活発に行われていたことが明らかにされている。

享和元（一八〇一）年に穢多身分の者が伊勢に訪れ、料理屋を利用し、止宿したとして、彼らと同じ調理物を飲食（Ⅱ「同火」）した者に対し、最大で二十一日間、他人との接触を禁じる禁忌令が出された。「同火」は実際に「接触」する二日前に遡って適用され、竈は下土まで取り捨てられるという、すこぶる過酷で差別的に見える規定である。

だがこうした「同火」による禁忌規定発令は江戸時代中で初めてのことであり、以後も幕末に至るまで計五例しか見られない。いずれも「同火」が発覚した場所は歓楽街であり、多くは犯罪に関与して捕らえられた者が吟味過程で「同火」を白状すること起因する。同火の禁忌適用に神宮は消極的で、暗黙の了解により隠蔽する試みもなされた。

同火の禁忌規定には、穢多身分の者は「鹿食」をする故に穢れているとの説明が付されたが、これは山田奉行からの強い指示を受け、神宮が先例中から採り出した苦肉の策であった。被差別民が被差別民であるがゆえに穢れと視る観念は、神宮世界には存在しなかったのである。根本的には、神宮の触穢体系に身分「存在」としての穢れという観念は無縁であった。神宮の穢れ観念は「状態」としてのそれであり、誰もがその原因となり、また罹りうるもので、そして一定の時間が過ぎれば解消するものであった。

神宮門前町、宇治・山田にはそれぞれ牛谷・拝田という非人集落があり、その住人らは参宮文化のなかで、また神宮領の触穢体系を維持する上で、重要な役割を果たしていた。彼らの属性は多岐にわたるが、まずは参宮客相手に歌舞音楽を奏で曲芸を演じる芸能民であった。雑種賤民「ささら」としての属性を持ち、言祝ぎや吉凶時の祝儀を乞う節季候と共通する性格を有するが、本質は銭の施しを受けて生計を営む乞食非人である。彼らは山田奉行の警察権に属し、犯罪者の捕縛や牢屋敷管理の役務も受け持った。

彼らは速懸に際して墓穴を掘り、死体に土を掛け、最終的な死穢を引き受ける役をも負った。変死体の処理や犬狩にも重要な役割を果たしている。彼らは「穢人」として社会的な差別に晒されたが、参宮客によって成り立つ宇治・山田の都市空間が「清浄さ」を保つために不可欠な存在だったのである。ただ、参宮文化のなかで彼らに施される金銭は多額であり、また一般住民には代替不能な役割を持ったゆえに、次第に「増長」と表現される状況が生じ、一八世紀後半以降、彼らの統制が課題となり、差別的な政策も展開していく。

神宮周辺農村は、検地の竿が入らず農作をしても年貢が賦課されない特異な地域であるが、神宮は領主権を持たず、宇治・山田の住民組織たる宇治会合・三方会合が山田奉行の管轄の下に実質的な行政権を行使した。そのいくつかの村は穢多身分の集落を含み、特に戦前の水平社運動の一つの拠点として知られる朝熊村には、百人規模の穢多身分の者が居住していた。神宮周辺農村における被差別部落の成立事情は不明な点が多いが、前代から神宮神事に奉仕した伊勢猿楽との関係が注目される。飯南郡、度会郡に拠点があった伊勢猿楽は北畠氏の滅亡後に神宮周辺農村へ移住したが、彼らは陰陽師、声聞師の系統を引き、神社造営に際して呪術的な地鎮祭を担う呪師としての側面を有した。神宮周辺農村の被差別部落の分布状況に鑑み、彼ら賤民雑芸者がその成立につながった可能性がある。

周辺農村の穢多身分の者たちは、「死」の発生時に宇治・山田の非人身分と役割を分担しつつ協働していた。犬狩や下級警察役、祭礼行事の祝儀などにも同様の関係が見られる。

朝熊村内の被差別集落では皮革業が発展したが、斃牛馬処理権は成立しておらず、猟銃により捕獲した小動物や他地域からの牛馬皮の移入により原料を確保していた。田地の所有から阻害されておらず、農作と山稼ぎ、それに皮革業が彼らの生活を支えた。

多気郡の神宮直轄領五か村は中世の神三郡の名残であるが、周辺には紀州藩領、鳥羽藩領ほか諸藩領が入り組む形で混在していた。この直轄領には、穢多身分、非人身分、そして雑種賤民系のささら身分と、三種類の被差別民が居住していた。

村の番人は非人身分から雇われ、村内の治安維持に当たるとともに犯罪人の捕縛にも従事したが、その際に紀州藩領の番人らと連携している。五か村のうち二か村に存在した穢多集落の者は、斃牛馬処理権をめぐり近隣の同一身分集団と激しく争うが、その論争史料からは、元々は紀州藩田丸領の谷村に起源を持ち、役負担と一体となった権利関係と共にこの地まで居住地を広げてきたことを思わせる。ささら身分（説経者）は伊勢国一帯に散在し、神宮直轄領農村にも居たが、彼らは三井寺近松寺の頭支配を受けていた。

これら三種類の被差別民のいずれもが、周辺諸藩領の同一身分と仲間組織を築いており、かつ本村の管轄下に入ることを志向していた。彼らの生業や生活のあり方について、武家領の同一身分とは異なる、神社領の賤民であるがゆえの特質は基本的に認められず、また神宮領の村々において特有な役割を果たしつつも、決して排除されてはいない。何より伊勢神宮自体が彼らの存在を容認していた。穢多身分の者が納める現米について山田奉行が問題視しても、神宮側はその事実を認識しつつ、敢えて避けようとはしなかったのである。

### 「第三部」統治と触穢

近世の神宮領の触穢観念は内部で完結していた訳ではなく、特に幕府と朝廷からの政治的影響を受け続けていた。江戸時代の神宮は基本的に幕府、山田奉行と親和的であり、朝廷との関係は儀礼や人事面での領域に留まったが、江戸時代中に次第に変化していく。

中世の「天下触穢」の系譜を引く「触穢令」は、重要な穢れが宮中に及んだ際に市中に発令され、祭礼行事の停止と住民の行動規制が命じられた。江戸時代の朝廷も、天皇の死去時などに京都近辺の神社を対象に触穢令を発令したが、その情報は伊勢神宮にも伝えられた。神宮側は当初、単に情報として受け止めていたものの、天保年間には伊勢にも触穢が及ぶとの見解が朝廷から伝えられ、遷宮作事などの中止が求められる。だが神宮はそれに対して強く反発し、朝廷に無断で作事を続行することもあった。なお、神宮領では誰もが触穢発生の要因となり、またそれに罹った場合は慎むしかないが、朝廷世界においては

触穢を避けうる空間、避けられる特権的存在があり、触穢観念に重要な相違が認められる。將軍やその家族らが死去した際に幕府から発令される鳴物停止令への神宮の対応は、触穢令のそれとは随分異なる。神宮領においては鳴物・普請の停止に留まらず、殺生禁断や商売の制限、戸閉めなど十数か条にわたる慎み内容が触れられた。山田奉行の指示により、参宮客をもてなす儀礼や神樂が停止され、遷宮作事も中断されている。神宮直轄領においては、混在する周辺他領の村役人層同士で慎み内容の情報交換をして対応しているが、神宮領は他領に比して慎みは重視しているものの、武家領と質的な違いは確認できない。

さて神宮と幕府、朝廷との関係は、異国人が接近するに伴い大きく変化していった。ペリーの浦賀来航以降、神宮には幕府及び朝廷から祈禱命令を伴いつつ、種々の外交情報もたらされた。朝廷の祈禱命令文は孝明天皇の意向を受けて異国人を「醜類」、また「不潔汚穢之醜虜」などと表現していたが、そうした観念を神宮は当初、共有してはいない。だが現実には異国人と接する可能性が高まるに従い神宮の対応は急変し、山田奉行への働き掛けを強めるが、開国を進める意向に接し、次第に朝廷側に接近していく。

神宮の異国人忌避は、理念的には被差別民に対するものと同様に肉食の穢れを理由とするものに過ぎなかった。また「視覚」上の違和感が重視された点は、仏教忌避のあり方と共通している。朝廷とは異なり神宮社会では、実態が触穢に該当するものでも「見た目」を整えることで適用を避ける方策を持っていた。

文久三（一八六三）年の朝廷が推進した神宮改革により、異国人と僧侶、それに被差別民がワンセットで徹底的に排除される。異国人接近の恐怖にさらされた神宮は、朝廷からの働き掛けを受け容れざるを得なかった。改革を勅使として主導した橋本実梁は、明治維新後に度会府・度会県知事、同県令に就き、神宮改革を主導するが、その中味は一変する。異国人と僧侶の参宮を受け容れ、賤称廃止令により被差別身分自体が法的に消滅し、明治五年には神宮領特有の触穢制度が否定される。わずか数年の間に、朝廷側の認識を強要された後に撤回されたのだが、その刻印は後の時代に引き継がれることになった。

江戸時代後期からの触穢観念の変容を前提にしつつ、維新後の政治改革により、最終的に近世宇治・山田及びその周辺農村が有した特殊な地域性は消滅したのである。